

参考

同月過誤取下・再請求と通常処理との比較

例) 12月利用分を通常時期に請求し、審査が終了したケースで、今回、同月過誤を申し立てた場合

	当初請求額 200,000円	再請求額 150,000円	過誤による返戻額 50,000円	
	1 月	2 月	3 月	
通常	<p>&lt;10日&gt; 請求・審査決定 (200,000円)</p>	<p>&lt;3日&gt; 増・減・返戻通知 (要)確認</p> <p>&lt;月末&gt; 振込 (200,000円)</p> <p>&lt;20日&gt; 過誤申立 (取下げ)</p>	<p>&lt;3日&gt; 過誤決定通知 (-200,000円)</p> <p>&lt;月末&gt; 振込 (-200,000円)</p> <p>&lt;10日&gt; 再請求・審査決定 (150,000円)</p> <p>&lt;月末&gt; 振込 (150,000円)</p>	
	1 月	2 月	6 月(同月過誤実施月)	7 月(同月過誤実施翌月)
同月過誤取下・再請求	<p>&lt;10日&gt; 請求・審査決定 (200,000円)</p>	<p>&lt;3日&gt; 増・減・返戻通知 (要)確認</p> <p>&lt;月末&gt; 振込 (200,000円)</p> <p>3月(事業所からの同月過誤実施依頼)</p> <p>&lt;20日&gt; 処理依頼書</p>	<p>&lt;1日&gt; 同月過誤・再請求 過誤申立 (取下げ)</p> <p>&lt;10日&gt; 再請求・審査決定 (150,000円)</p>	<p>&lt;3日&gt; 過誤決定通知 (-200,000円)</p> <p>&lt;月末&gt; 振込 (-50,000円)</p>

【事業所】10日までに  
(事業所→保険者)「別紙」、「介護給付費明細書の写し」、  
「同月過誤取下・再請求審査処理による介護給付費過誤  
申立書」を提出。

【事業所】  
<10日>  
再請求・審査決定  
(150,000円)